

(お知らせ)

令和 3 年 8 月 6 日
防 衛 省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間を経過した後、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることになります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考) 対象防衛関係施設として新たに指定される 53 施設・区域

(1) 自衛隊施設

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ 陸上自衛隊真駒内駐屯地 | ・ 航空自衛隊静浜基地 |
| ・ 陸上自衛隊東千歳駐屯地 | ・ 航空自衛隊岐阜基地 |
| ・ 陸上自衛隊青森駐屯地 | ・ 航空自衛隊防府北基地 |
| ・ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 | ・ 航空自衛隊当別分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地 | ・ 航空自衛隊大湊分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊練馬駐屯地 | ・ 航空自衛隊加茂分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊守山駐屯地 | ・ 航空自衛隊大湊根山分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊明野駐屯地 | ・ 航空自衛隊佐渡分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊千歳駐屯地 | ・ 航空自衛隊輪島分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊海田市駐屯地 | ・ 航空自衛隊笠取山分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊善通寺駐屯地 | ・ 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊福岡駐屯地 | ・ 航空自衛隊見島分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊北熊本駐屯地 | ・ 航空自衛隊背振山分屯基地 |
| ・ 陸上自衛隊那覇駐屯地 | ・ 航空自衛隊海栗島分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊下総航空基地 | ・ 航空自衛隊高畑山分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊徳島航空基地 | ・ 航空自衛隊下甕島分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊小月航空基地 | ・ 航空自衛隊沖永良部島分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊硫黄島航空基地 | ・ 航空自衛隊与座岳分屯基地 |
| ・ 海上自衛隊南鳥島航空基地 | ・ 航空自衛隊宮古島分屯基地 |

(2) 在日米軍施設・区域

- ・ 横浜ノース・ドック
- ・ 富士宮舎地区
- ・ 呉第六突堤
- ・ 板付飛行場
- ・ 佐世保ドライ・ドック地区
- ・ 佐世保弾薬補給所
- ・ 横瀬貯油所
- ・ 針尾島弾薬集積所
- ・ 辺野古弾薬庫
- ・ 嘉手納弾薬庫地区
- ・ 天願棧橋
- ・ キャンプ・コートニー
- ・ キャンプ・シールズ
- ・ ホワイト・ビーチ地区
- ・ 那覇港湾施設